

5 - 59 前照灯照射方向調節装置

5 - 59 - 1 装備要件

自動車には、5 - 59 - 2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置〔前照灯（走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯をいう。以下この章において同じ。）の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。〕を備えることができる。（保安基準第32条第10項関係）

5 - 59 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第198条第12項関係）

前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。

手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号からなる5 - 57 - 2 - 1 ア(ア)の状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。

(2) 次に掲げる前照灯照射方向調節装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)及び の基準に適合するものとする。（細目告示第198条第13項関係）

指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯照射方向調節装置

法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前照灯照射方向調節装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯照射方向調節装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯照射方向調節装置

5 - 59 - 3 欠番

5 - 59 - 4 適用関係の整理

4 - 59 - 4の規定を適用する。